

令和5年12月議会

福祉都市委員会報告資料

ページ

- | | |
|--|-----|
| 1. 福岡市葬祭場「刻 ^{とき} の森 ^{もり} 」整備事業について | … 1 |
| 2. 福岡市感染症予防計画（素案）のパブリック・コメント実施について | … 3 |

保健医療局

1. 福岡市葬祭場「刻^{とき}の森^{もり}」整備事業について

1 福岡市葬祭場整備の概要

福岡市葬祭場は、供用開始から 18 年が経過し、近年の火葬件数増加に伴って、火葬炉設備が老朽化している。今後も安定的に施設運営を継続していくため、火葬炉設備等の更新及び火葬受付時間の変更を行うもの。

(1) 施設概要

- ・ 供用開始 平成 17 年 10 月 1 日
- ・ 火葬炉 26 炉（うち胞衣炉 1 炉）
- ・ 待合室 20 室
- ・ 告別室、収骨室 各 6 室
- ・ 施設運営 公益財団法人ふくおか環境財団【指定管理者】

(2) 整備内容及び火葬受付時間変更

- ・ 整備期間 令和 8 年度～12 年度（5 年間）
 - ・ 整備炉数 全 26 炉
- 【他工事】排ガス処理設備、告別室・収骨室改造、受変電設備、空調設備等
- ・ 受付時間 午前 10 時～午後 4 時 ⇒ 午前 10 時～午後 6 時

(3) 施設整備における留意点

- 施設を稼働させながらの更新
 - ・ 施設運営に支障がないように設備を更新（6～8 炉／年）
 - ・ 工事期間中の火葬炉数の減に対し、運転回数の増（2 回転／日→3 回転／日）で対応
 - ・ 運転回数の増に伴い、火葬受付時間を延長
- 今後の火葬件数増加への対応
 - ・ 整備期間終了後も、運転回数の増及び火葬受付時間延長により対応
- 周辺住民への配慮
 - ・ 主に建物内での工事であるが、工事期間中は防音対策等を十分に実施

2 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和 6 年度～ 実施方針・要求水準書等作成、議会報告
- ・ 令和 7 年度 福岡市立火葬施設条例改正（火葬受付時間の変更）
- ・ 令和 8～12 年度 火葬炉設備等更新

(参考) 福岡市葬祭場の位置図等



2. 福岡市感染症予防計画（素案）のパブリック・コメント実施について

1 意見募集の趣旨

「感染症予防計画」は、感染症全般の対策の方向性を示すものであり、これまで都道府県において策定されていたものである。

令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、保健所設置市においても新たに策定が義務付けられたことから、現在、策定を進めている。

今回、計画の素案を作成したため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和5年12月19日（火）～令和6年1月18日（木）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

保健医療局保健予防課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、
情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区健康課、入部出張所、
西部出張所

(3) 募集方法

FAX、郵便、窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

(4) 広報

市政だより1月1日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年12月	福祉都市委員会報告
令和5年12月19日～令和6年1月18日	パブリック・コメント実施
令和6年1月	福岡県感染症対策連携協議会医療専門部会
令和6年2月	福岡県感染症対策連携協議会
令和6年3月	福岡市感染症予防計画策定 議会報告

福岡市感染症予防計画（素案）の概要について

1 計画策定の経緯・趣旨（第1章 第1）

- 今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を踏まえ、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、これまで都道府県が策定することとなっていた、既存感染症を含む感染症全般の対策の方向性を示す「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（予防計画）について、保健所設置市においても、新たに策定することとなった。
- 保健所設置市である福岡市は、福岡空港や博多港が立地した九州・西日本地域の発展を支えるアジアのゲートウェイであり、他の都市よりも感染症に関する備えが重要であるとの認識のもと、新型コロナウイルス感染症対応における課題も踏まえ、今般、予防計画を策定するもの。
- 計画の策定にあたっては、県、県内の保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市）、医療機関・団体等が参加する福岡県感染症対策連携協議会を通じて、立案の段階から連携して検討し、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（基本指針）に即しつつ、県、各保健所設置市の計画について、相互の整合を図る。
- なお、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の一部、新感染症）の発生に備えた保健所・保健環境研究所における平時からの準備や新興感染症発生時の具体的な対応等については、別途、それぞれ「対処計画」を策定する。

2 新型コロナウイルス感染症に係る主な対応と課題

- 未知の感染症であった新型コロナウイルス感染症への対応については、5類感染症に移行した令和5年5月までに8度にわたる感染拡大を繰り返すなか、感染動向や国の対応方針の見直し等を踏まえ、様々な対策に取り組んできた。
- その経験や課題等を踏まえ、予防計画の策定をはじめとした健康危機管理の強化に取り組んでいく。

区分	主な対応	課題
検査体制	保健環境研究所における検査機器の増台や、医師会と連携したPCRセンターの運営等により、検査体制を強化	流行初期からの速やかな検査能力の確保
医療提供体制	県、医療機関等と連携した外来・病床の確保、感染急拡大時における転院支援調整本部設置や従事者への定期的な検査により、医療提供体制を確保	- 平時からの医療機関との連携や新興感染症に対応する医療機関の役割分担の整理 - 感染急拡大時における外来・病床のひっ迫
自宅・施設療養	- パルスオキシメーターの貸与、食料品等の配付、SMSを活用した健康観察や医療機関への特別給付金の支給による往診・オンライン診療等により、自宅等での療養を支援 - 従事者への定期的な検査や専門家の派遣等により、施設内での感染拡大を防止	- 感染急拡大時における自宅療養者への医療の提供 - 施設療養中の感染対策
保健所体制	- 新型コロナウイルス感染症対策室の設置や増員・応援、外部専門職の活用により、体制を確保 - 感染動向や国の方針を踏まえた業務の重点化 - 委託化やICTの活用等による効率化	- 有事体制への迅速な移行 - 感染急拡大時における保健所への業務負担 - 業務の重点化に係る全市方針の検討等の区間調整 - 区を超えた患者の発生に係る情報集約等の対応

3 計画における感染症対策の基本的な考え方（第1章 第2～第3）

(1) 感染症の予防の推進の基本的な方向

- ・ 感染症の発生の予防及びまん延の防止に重点をおいた事前対応型行政を構築する。
- ・ 感染症に関する積極的な情報提供を通じて、市民一人一人の予防を推進する。
- ・ 患者に対する早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。
- ・ 感染症の発生状況等を把握し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- ・ ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、積極的に予防接種を推進する。
- ・ 人権尊重の観点から、個人情報の保護に留意するとともに、差別・偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

(2) 基本的な方向へ取組を進めるための市の役割

- ・ 正しい知識の普及、情報の収集・分析・公表、研究の推進、人材の養成・資質の向上や確保、迅速かつ正確な検査・医療提供体制の整備等に必要な基盤の整備

4 感染対策に係る具体的な施策（第2章 第1～第10）

- 国の基本指針に即して、県の予防計画と整合を図りながら、以下のとおり、感染症対策に係る各施策を記載。
- なお、医療提供体制に関する事項等については、都道府県が計画を策定することとなっており、県と連携して取組を進める。

主な施策の内容
① 感染症の発生の予防のための施策（第2章 第1） ・ 感染症の発生予防の基本として感染症発生動向調査を実施 ・ 効果的かつ効率的な感染症対策のため、県や医師会、検疫所などの関係機関と連携
② 感染症のまん延の防止のための施策（第2章 第2） ・ 患者等の人権尊重、患者に対する早期治療の積み重ね等による社会全体の予防を推進 ・ 感染症発生動向調査情報の公表等による市民等の理解と協力に基づく予防を推進
③ 感染症の患者の移送のための体制の確保（第2章 第3） ・ 患者の移送にかかる人員体制の整備、消防局や県、他の保健所設置市等との連携

主な施策の内容
④ 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備（第2章 第4） ・ 民間事業者への委託等を活用しつつ、外出自粛対象者の健康観察や生活支援を実施 ・ 高齢者・障がい者施設等へ感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保
⑤ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究（第2章 第5） ・ 保健所において、地域における感染症対策の中核的機関として、総合的な感染症の情報発信拠点の役割を果たすため、保健環境研究所等との連携による情報収集・調査・研究を実施 ・ 保健環境研究所において、病原体等に関する情報の収集、調査及び研究を実施
⑥ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上（第2章 第6） ・ 保健環境研究所における計画的な人員の確保や配置等、平時からの体制整備 ・ 研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の維持、検査試薬等の物品の確保等を通じた試験検査機能の向上
⑦ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上（第2章 第7） ・ 国が開催する研修会等への保健所職員等の派遣や、講習会等の開催など研修の充実 ・ IHEAT 要員（健康危機発生の際に保健所等の業務を支援する外部専門職）の確保と、平時からの実践的な訓練の実施
⑧ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保（第2章 第8） ・ 有事に必要となる人員体制や設備等の想定、業務マニュアルの整備、外部委託や応援の受入等も含めた計画的な体制整備を行うとともに、感染症発生時において有事体制へ迅速に切り替え ・ 感染症に関する情報が責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制の構築 ・ 保健所に所長を補佐する総合的なマネジメントを担う保健師の配置
⑨ 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重（第2章 第9） ・ 患者や医療従事者等への差別・偏見の排除等に向けた情報の提供や相談等の実施 ・ 患者等の人権や個人情報の保護の観点を踏まえた適切な情報の公表
⑩ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（第2章 第10） ・ 緊急時における迅速かつ的確な国等との連携

【参考：県予防計画で策定される主な施策】

主な施策の内容
① 感染症に係る医療を提供する体制の確保 ・ 県は新興感染症発生時に入院や発熱外来、自宅療養者への医療提供等を担う医療機関等と事前に協定を締結
② 宿泊療養体制の確保 ・ 県は事業者等と事前に協定を締結し、宿泊施設を確保
③ 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示 ・ 県は保健所設置市等に対する総合調整・指示権限等を適切に行使
④ 感染症対策物資等の確保に関する事項 ・ 県は新興感染症の汎流行時に供給及び流通を適確に行うため、平時から个人防护具等の流通備蓄体制を構築
⑤ その他感染症の予防の推進 ・ 施設・院内感染の防止、災害防疫、動物由来感染症対策、薬剤耐性対策等

5 本市における数値目標（第2章 第11）

- 国の基本指針において、保健所設置市が策定することとされている数値目標について、以下のとおり設定する。
- なお、医療提供体制（病床数、発熱外来機関数等）、物資の確保、宿泊療養体制の数値目標は、県において策定する。

前提条件

- ・対応感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、新感染症を基本とし、まずは、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。
- ・実際に発生・まん延した感染症が、「事前の想定とは大きく異なる事態」（※）となった場合は、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。
（※国が国内外の最新の知見や、現場の状況等を把握しながら適切に判断する。）

(1) 「保健環境研究所の検査能力及び検査機器の数」、「有事の際の保健所の対応人員数」

項目	流行初期 （発生公表後 1か月以内）	流行初期以降 （発生公表の 6か月後）	目標の目安（国）
検査の実施能力 （保健環境研究所）	250 件/日	500 件/日	新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大検査能力
保健環境研究所の 検査機器の数	3 台（※）	4 台（※）	検査の実施能力に相当する数
有事の際の保健所 の対応人員数	656 名		流行開始から1か月間の業務量に十分に対応可能な人員体制（保健所職員・応援職員・IHEAT 要員等）

※流行初期は、リアルタイム PCR 装置 3 台で対応。

流行初期以降は、自動核酸検査機器を 1 台追加。

(2) 「保健所職員等に対する研修・訓練回数」、「IHEAT 要員の確保数」

項目	数値目標	目標の目安（国）
研修・訓練回数 （保健所職員等）	年 1 回以上	研修訓練を年 1 回以上実施
IHEAT 要員の確保数 （IHEAT 研修の受講数）	30 名	—

新型コロナウイルス感染症への主な対応				
	第1波 (R. 12～R. 2. 14)	第2波 (R. 2. 15～R. 2. 10. 8)	第3波 (R. 2. 10. 9～R. 3. 2. 28)	第4波 (R. 3. 3. 1～R. 3. 7. 11)
国等の動き	◆ 新型コロナが世界中に拡大 ◆ 【県】緊急事態宣言発出(初)	◆ 【県】福岡コロナ警報発動(初) ◆ 医療機関での抗原検査キット使用開始	◆ 【国】感染症法、特措法改正 ◆ 【県】緊急事態宣言発出(2回目) ◆ 【県】医療従事者等へのワクチン接種開始	◆ 【県】緊急事態宣言発出(3回目) ◆ 【県】まん延防止等重点措置実施(初)
市内の感染状況	◆ 新規陽性者数(期間総数) 372人(1日最大) 26人 ◆ 検査件数(期間総数) 行政検査 4,972件 民間検査 177件 ◆ 県内病床確保数(波末日時点) 430床	◆ 新規陽性者数(期間総数) 2,656人(1日最大) 116人 ◆ 検査件数(期間総数) 行政検査 17,426件 民間検査 37,165件 ◆ 県内病床確保数(波末日時点) 490床	◆ 新規陽性者数(期間総数) 6,288人(1日最大) 229人 ◆ 検査件数(期間総数) 行政検査 23,524件 民間検査 95,960件 ◆ 県内病床確保数(波末日時点) 764床	◆ 新規陽性者数(期間総数) 7,715人(1日最大) 312人 ◆ 検査件数(期間総数) 行政検査 25,245件 民間検査 118,316件 ◆ 県内病床確保数(波末日時点) 1,413床
医療提供体制・療養支援	◆ 急患診療センターで疑い患者の空間分離開始 ◆ 帰国者・接触者外来医療機関連絡会議開催(今後の医療体制等について) ◆ 市内主要病院及び福岡市医師会と新型コロナウイルス感染症対策検討会議開催(帰国者・接触者外来への受診調整、PCR検査対象等について) ◆ 医療機関と健康危機管理対策検討会議感染症専門部会開催(妊婦・透析患者への医療提供、休日・夜間の対応について) ◆ 宿泊療養施設運営への職員派遣開始 ◆ 入院・宿泊療養施設への移送体制構築	◆ 医療機関と健康危機管理対策検討会議感染症専門部会開催(感染防止の広報・啓発、PCR検査体制拡充、クラスター予防、発熱患者への対応等について) ◆ クラスター発生施設等に感染症専門職派遣開始	◆ 入院・宿泊療養施設への移送体制強化(委託、車両の増台等) ◆ 急患診療センターでの抗原定性検査、自宅搬送業務開始 ◆ パルスオキシメーター貸与開始	◆ 生活支援物資等配送開始 ◆ 県のトリアージ基準を用いた入院調整開始 ◆ 医療機関と健康危機管理対策検討会議感染症専門部会開催(感染防止の啓発及び感染の傾向等について)
検査体制	◆ 保健環境研究所でPCR検査体制構築 ◆ 保健環境研究所にリアルタイムPCR検査装置増設(1台) ◆ 地域外来・検査センター(PCRセンター)設置 ◆ 民間医療機関への行政検査委託開始	◆ PCRセンター増設(3か所) ◆ 中洲地区での無料PCR検査実施 ◆ 市医師会と行政検査委託集合契約締結 ◆ 能古診療所での検査開始	◆ 出張PCR検査開始 ◆ 自動遺伝子検査装置導入 ◆ 高齢者施設スクリーニング検査開始 ◆ PCRセンター増設(2か所) ◆ 中洲地区での無料PCR検査実施 ◆ 変異株スクリーニング検査(アルファ株)開始	◆ 中洲地区の飲食店従業員を対象とした無料PCR検査実施 ◆ 変異株スクリーニング検査(デルタ株)開始
保健所体制等	◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部設置(以降適宜会議実施) ◆ コロナ対策室設置 ◆ 全庁からの職員応援開始 ◆ 相談対応を本庁に集約	◆ 新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ◆ 保健所への外部専門職派遣開始 ◆ 濃厚接触者(無症状)の受検調整をコロナ対策室に集約 ◆ 入国者健康フォローアップをコロナ対策室に集約 ◆ 検体搬送業務をコロナ対策室に集約(委託)	◆ 保健所職員増員	◆ 保健所職員増員 ◆ 市独自の検査結果管理システム導入(再掲) ◆ システムを利用した保健所間の患者情報共有開始
その他	◆ 感染状況について記者発表・市HP公表(以降適宜内容整理) ◆ 帰国者・接触者相談センター設置 ◆ 外国人専用相談ダイヤル設置 ◆ 一般相談ダイヤル設置・24時間化 ◆ 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル設置・回線数強化 ◆ 福岡市LINE公式アカウントを活用した広報開始 ◆ 医療機関等に衛生物資配付(以降適宜配付) ◆ 福岡市医療関係者特別給付金事業開始	◆ 新型コロナウイルス感染症関連心のケア相談窓口設置 ◆ 来街者・入国者向け相談ダイヤル周知・マスク着用啓発のポスター設置・ステッカー等配布(空港・公共交通機関等)	◆ 受診・相談センター設置 ◆ 空港で入国者向け相談ダイヤル周知チラシ(マスク添付)配布	◆ 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤルの回線数強化 ◆ 自宅療養者専用ダイヤルの設置 ◆ 若年層対象の広報「予防プロジェクト」実施 ◆ ワクチン接種コールセンター開設 ◆ ワクチン初回(1・2回目)接種の開始

※各波の期間については、前回の波の終わりから、当該波にかかる国の緊急事態措置対象区域・まん延防止等重点措置区域の解除や県の福岡コロナ警報の解除までとしている。

第5波 (R3.7.12~R3.10.14)	第6波 (R3.10.15~R4.6.1)	第7波 (R4.6.2~R4.10.5)	第8波 (R4.10.6~R5.2.13)
◆【県】福岡コロナ特別警報発動(初) ◆薬局等で抗原検査キット販売開始	◆【国】健康観察の重点化等を通知	◆【国】陽性者の全数届出の見直し	◆【国】5類感染症への位置付け変更決定 ◆【県】福岡オミクロン警報創設・発動
◆新規陽性者数(期間総数) 17,279人(1日最大) 625人 ◆検査件数(期間総数) 行政検査 25,761件 民間検査 113,583件 ◆県内病床確保数(波末日時点)1,482床	◆新規陽性者数(期間総数)125,866人(1日最大) 2,438人 ◆検査件数(期間総数) 行政検査 45,535件 民間検査 437,418件 ◆県内病床確保数(波末日時点)1,681床	◆新規陽性者数(期間総数)215,115人(1日最大) 5,776人 ◆検査件数(期間総数) 行政検査 3,171件 民間検査 422,074件 ◆県内病床確保数(波末日時点)2,024床	◆新規陽性者数(期間総数)134,700人(1日最大) 3,828人 ◆検査件数(期間総数) 行政検査 311件 民間検査 114,074件 ◆県内病床確保数(波末日時点)2,061床
◆自動架電による健康観察開始 ◆医療機関と健康危機管理対策検討会議感染症専門部会開催(救急搬送の状況及び自宅療養の現状について)	◆医療機関と医療体制検討会議開催(中和抗体薬投与、次の流行に向けた医療体制について) ◆急患診療センターの発熱者対応強化 ◆陽性者健康フォローアップセンター開設(自宅療養者の健康観察業務一部委託) ◆新型コロナウイルス感染症関係病院長会議開催(救急搬送困難事例、年末年始の病床確保について) ◆福岡市転院支援調整本部設置	◆医療機関と福岡市感染症危機管理専門委員会開催(今後の対策について) ◆医療機関と医療体制検討会議開催(小児医療体制、移送、外来診療、広報等について) ◆福岡市転院支援調整本部設置 ◆福岡地区小児科勤務医会世話人会緊急会議参加(お盆期間の医療体制、救急搬送について) ◆急患診療センターの発熱者対応強化 ◆キット配付・陽性者登録センター設置(県と連携)	◆重点・協力医療機関病院長会議開催(年末年始の医療体制について) ◆福岡市転院支援調整本部設置 ◆オンライン診療サポート事業実施 ◆急患診療センターの発熱者対応強化
◆検査に関して、濃厚接触者にSMSでの連絡開始 ◆玄界診療所での検査開始 ◆ゲノム解析のための次世代シーケンサー導入	◆薬局従業員への抗原定性検査キット配付開始 ◆変異株スクリーニング検査(オミクロン株)開始 ◆保健環境研究所でゲノム解析開始 ◆医師の判断による陽性者の同居家族等への接触者検査開始 ◆交通不便地居住者への郵送によるPCR検査開始 ◆積極的疫学調査の対象重点化 ◆濃厚接触者の特定等をハイリスク者等に重点化	◆医療・介護施設従事者へのスクリーニング検査拡大(最大週2回) ◆キット配付・陽性者登録センター設置(県と連携)(再掲) ◆市医師会からゲノム解析用陽性検体の提供開始	◆医療・介護施設従事者へのスクリーニング検査拡大(最大週3回)
◆保健所職員増員 ◆検査に関して、濃厚接触者にSMSでの連絡開始(再掲) ◆人材派遣(事務)活用によりコロナ対策室体制強化 ◆積極的疫学調査の対象・内容重点化	◆保健所職員増員 ◆重症化リスクの低い陽性者にSMSでの連絡開始 ◆食料品等支援物資受付を福岡市支援物資受付センターに集約	◆保健所職員増員 ◆人材派遣(事務)活用により保健所体制強化 ◆療養証明書発行電子申請開始 ◆発生届の届出事項一部簡素化 ◆発生届の届出対象者見直し	◆入院医療公費申請に電子申請を導入し、公費負担対象者の一元管理開始
◆若者企画で啓発動画を制作・配信 ◆若年層を対象に重症化・後遺症リスクに関するWEB広告実施 ◆ワクチン深夜接種実施	◆感染対策の動画制作(WEB広告、交通広告、デジタルサイネージ等での配信) ◆自宅療養者への往診等を行う医療機関への特別給付金事業開始 ◆ワクチン3・4回目接種開始	◆各相談ダイヤルの回線数強化 ◆SNSによる感染対策啓発・情報提供実施 ◆オミクロン株対応2価ワクチン接種開始	◆感染対策等の動画を制作しWEB広告実施